

佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県知事職務代理者

佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

佐賀県規則第94号

佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則（平成16年佐賀県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県難病相談・支援センター条例</u>（平成16年佐賀県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 法人にあつては、<u>法人登記簿の謄本</u></p> <p>（指定の基準等）</p> <p>第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行ふ。</p> <p>（1） <u>佐賀県難病相談・支援センター</u>（以下「相談・支援センター」という。）の施設の平等利用が確保されること。</p> <p>（2） 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>相談・支援センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>（3） 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県難病相談支援センター条例施行規則</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県難病相談支援センター条例</u>（平成16年佐賀県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 法人にあつては、<u>登記事項証明書</u></p> <p>（指定の基準等）</p> <p>第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行ふ。</p> <p>（1） <u>佐賀県難病相談支援センター</u>（以下「センター」という。）の施設の平等利用が確保されること。</p> <p>（2） 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>（3） 略</p>

改正前	改正後
<p>(休所日)</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち<u>相談・支援センター</u>の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p> <p>2 略</p> <p>(開所時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>相談・支援センター</u>の開所時間は、1日につき8時間以上とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第6条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>相談・支援センター</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>	<p>(休所日)</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち<u>センター</u>の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p> <p>2 略</p> <p>(開所時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>センター</u>の開所時間は、1日につき8時間以上とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第6条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>センター</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。